

平成２７年度 加美町職員の人事行政の運営等の状況

１ 職員の任免及び職員数に関する状況

（１）職員の採用の状況（平成２７年４月１日採用）

区 分	男性	女性	合計
行 政 職	２	９	１１
労 務 職	－	－	－
計	２	９	１１

（２）職員の退職の状況（平成２６年度）

区 分	男性	女性	合計
定 年 退 職	１０	２	１２
勸 奨 退 職	１	－	１
自己都合退職	－	１	１
そ の 他	－	－	－
計	１１	３	１４

（３）再任用の状況（平成２７年４月１日採用）

再任用制度は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の４及び第２８条の５の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的に実施するもので、再任用を希望する退職職員を、選考による能力実証を経て任用しています。

任用形態は、一般職員と同様の時間での勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員があります。

区 分	常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
行 政 職	－	１２	１２
労 務 職	－	１	１
計	－	１３	１３

(4) 職員数の状況

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数
		平成27年	平成26年	
一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	—
	総 務	5 4 (2)	5 6 (3)	△ 2
	税 務	1 5 (1)	1 6 (1)	△ 1
	民 生	5 3	5 6	△ 3
	衛 生	1 2	1 0	2
	農林水産	2 1	2 1	—
	商 工	1 0	9	1
	土 木	1 2	1 3	△ 1
	小 計	1 8 1	1 8 5	△ 4
特 別 行 政 部 門	教 育	7 1	7 0	1
	小 計	7 1	7 0	1
公 益 企 業 等 会 計 部 門	水 道	3	3	—
	下 水 道	5	5	—
	国 保	7	7	—
	介護保険	8	8	—
	小 計	2 3	2 3	—
合 計		2 7 5 [3 1 0]	2 7 8 [3 1 0]	△ 3

(注) 1 職員数は、町長・副町長・教育長を除いています。

2 平成27年度及び平成26年度の総務・税務の()は、うち派遣職員数です。(平成27年度の内訳は、加美郡保健医療福祉行政事務組合1人、南三陸町1人、宮城県地方税徴収対策室1人)

3 合計の[]内は、職員定数条例で規定している職員の定数です。

(5) 年齢別職員数の状況

区分	20歳 未満	20 ～ 23歳	24 ～ 27歳	28 ～ 31歳	32 ～ 35歳	36 ～ 39歳	40 ～ 43歳	44 ～ 47歳	48 ～ 51歳	52 ～ 55歳	56 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	—	12	25	13	26	35	30	34	23	33	44	—	275

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成26年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
平成 26年度	24,816人	13,205,821千円	824,988千円	2,289,615千円	17.3%

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	252人	955,810千円	143,793千円	354,361千円	1,453,964千円	5,770千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
 2 町長及び副町長、教育長に支給される給料、職員手当は含みません。
 3 職員数については、町から給与を支給している人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況

	加 美 町	大崎管内平均	県内町村平均	県内市町村平均
平成26年度	92.9	93.5	92.8	94.2
平成25年度	100.3 (92.6)	101.0 (93.3)	100.2 (92.6)	101.3 (93.6)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

() は、国家公務員の時限的（2年間）な給与改定特例法による給与減額措置が無かった場合の指数です。

(4) 職員の平均給料月額等の状況について（平成27年4月1日）

①一般行政職

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
加 美 町	320,116 円	366,032 円	44.4 歳
宮 城 県	323,015 円	402,407 円	42.3 歳

②技能労務職

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
加 美 町	269,844 円	280,207 円	48.2 歳

(注) 平均給与月額は、給料に扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外手当を加算して一人当たりの額を算出したものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日）

区 分		加 美 町	国
一般行政職	大 学 卒	174,200円	174,200円
	高 校 卒	142,100円	142,100円

(6) 一般行政職の級別職員数（平成27年4月1日）

（単位：人、％）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主幹 係長	課長補佐 副参事	課長 参事	課長	
職員数	38	24	92	45	43	15	257
構成比	14.8	9.4	35.8	17.5	16.7	5.8	100.0

（注） 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当の状況（平成27年4月1日）

①期末・勤勉手当

加 美 町				国	
期末手当		勤勉手当		同じ	
6月期	1.225 月分	0.75 月分			
(0.65)		(0.35)			
12月期	1.375	0.75			
(0.80)		(0.35)			
計	2.6	1.5			
(1.45)		(0.7)			
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級による加算措置				職制上の段階、職務の級による加算措置	
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～20%	
				・管理職加算 10～25%	

() は再任用職員の支給割合

②退職手当

加美町			国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	同じ
勤続20年	20.445月分＋調整額	25.55625月分＋調整額	
勤続25年	29.145月分＋調整額	34.5825月分＋調整額	
勤続35年	41.325月分＋調整額	49.59月分＋調整額	
最高限度額	49.59月分＋調整額	49.59月分＋調整額	

(注) 退職手当の支給率は、宮城県市町村職員退職手当組合の条例で定められています。

③扶養手当

加美町	国
1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合は、1人については11,000円) 3 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ

④通勤手当

加美町	国
1 交通期間の利用者 1ヶ月に相当する運賃相当額 限度額：55,000円 2 自動車等の使用者 使用距離（片道）により 2,000円～31,600円	同じ

⑤住居手当

加美町	国
1 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】－12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】－23,000円)/2 限度額：27,000円	同じ

⑥ その他の手当

区 分	内 容						
時間外勤務手当	平日 時間単価×125／100（深夜 150／100） 休日 時間単価×135／100（深夜 160／100）						
管理職手当	課長等管理職の職員（参事職を除く）に支給 <table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>管理職手当の額</th></tr> <tr> <td>6 級</td><td>33,200 円～51,900 円</td></tr> <tr> <td>5 級</td><td>31,700 円～49,600 円</td></tr> </table>	職務の級	管理職手当の額	6 級	33,200 円～51,900 円	5 級	31,700 円～49,600 円
職務の級	管理職手当の額						
6 級	33,200 円～51,900 円						
5 級	31,700 円～49,600 円						
寒冷地手当	支給地域区分は4級地 支給期間は、毎年11月から翌年3月までの5ヶ月間 世帯主で扶養親族有りの職員 → 17,800 円 世帯主で扶養親族無しの職員 → 10,200 円 その他の職員 → 7,360 円						

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成27年4月1日）

（1）職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分 (7時間45分/日)	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から 午後1時まで

（2）休暇等の種類

休暇の種類	内容		備考
年次有給休暇	1 暦年ごとに 20 日とし、20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。		
特別休暇 (主なもの)	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
	公の職務遂行のための休暇	必要と認められる期間	
	骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	
	社会貢献活動のための休暇	1 年につき 5 日の範囲内の期間	
	結婚休暇	7 日以内で必要と認められる期間	
	産前・産後休暇	出産予定日の6週間前から出産日まで及び出産日から8週間を経過する日までの期間	
	育児時間休暇	生後1年未満の子を育てる場合、1日1時間又は1日2回それぞれ30分	
	妻の出産休暇	2 日以内	
	男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内	
	子の看護のための休暇	1 年につき 5 日（小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）以内	
	忌引き休暇	親族死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内	
	父母等の法要休暇	父母、配偶者及び子の追悼1日以内	
	夏季休暇	7月から9月までの期間内において3日以内	
災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間		
介護休暇	負傷、傷病又は老齢により、2 週間以上にわたり親族（配偶者、父母、子供等）を介護しなければならないとき。6 月を限度として必要と認められる期間		無給
病気休暇	負傷又は疾病のため療養をする場合、最小限必要と認められる期間。		疾病の区分に応じた期間は有給

(3) 育児休業（子が3歳に達するまでの期間）の状況（平成26年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
育児休業の承認件数	—	3	3

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成26年度）

区 分	降任	免職	休職	降級	合計
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	3	—	3
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定員の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—
合 計	—	—	3	—	3

(2) 懲戒処分者数（平成26年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	1	—	—	—	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1	5	1	—	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—
合 計	2	5	1	—	8

5 職員のサービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

6 職員の研修等の状況及び勤務成績の評定（平成26年度）

（1）研修所等の研修

研 修 内 容	人 数	備 考
市町村アカデミー	4	制度運用研修
全国地域リーダー養成講座	1	一般研修7回、先駆的地域現地調査等
宮城県市町村職員研修所	53	
・階層別研修 新規採用職員研修	11	新規採用職員
・階層別研修 一般職員研修Ⅰ、Ⅱ	7	採用後3年～7年 4人、8～10年 3人
・階層別研修 監督者研修Ⅰ、Ⅱ	17	新任係長級 8人、係長5年程度 9人
・階層別研修 管理者研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	18	課長補佐級 8人、新任課長級 7人 課長級 3人
各種専門研修	10	住基事務担当職員、新任税務職員研修等
実務研修等	14	実務、ステップアップ、OA等

（2）職場内研修

研 修 内 容	人 数	備 考
加美町総合計画の策定に伴う勉強会 第二次加美町総合計画の策定に伴い、総合計画とまちづくりについての理解を深めるための職員研修を行った。	54	講師：公立学校法人宮城大学 事業構想学部 副学部長・教授 風見 正三 氏
メンタルヘルス・ラインケア研修 管理監督者を対象に、職場環境等の改善や個別の指導や相談を行うラインケアについて研修を行った。	44	講師：一般財団法人メンタルパイロ テージジャパン オフィスろごす 吉田 香里 氏 (臨床心理士・精神健康福祉士)
こころの健康づくり講座（5回開催） 新規採用職員向け講座、オフィスカウンセラー養成などの実践講座を行った。	45	講師：仙台心理カウンセリング 田村 みえ 氏

（3）勤務成績の評定

職員の日常の勤務や仕事の成果（実績）を通じて、その能力や仕事を客観的、主体的に評価し、人材育成や職員の意識改革を図るため人事評価を実施しています。

能力態度評価については、平成25年度より1月1日の昇給に結果を活用しています。また、業績評価については試行し、熟度が高まった段階で勤勉手当の支給に結果を反映する予定です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成26年度）

検 診 項 目	受診者数	備 考
基本検診	390	職員安全衛生管理規程に定められた検診
結核検診	389	職員安全衛生管理規程に定められた検診
骨粗鬆症検診	3	
肺がん検診	7	
胃がん検診	8	
大腸がん検診	9	
乳がん検診	15	
子宮がん検診	22	
前立腺がん検診	13	
人間ドック	166	うち90名は、宮城県市町村職員共済組合助成制度により受診

(2) 職員互助会組織への助成状況（平成26年度）

加美町職員親和会への町からの助成はなし

(3) 公務災害の発生状況（平成26年度）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	1	公務中の負傷・・・1件

(4) 職員の勤務条件に関する措置及び不利益処分に関する不服申立等の状況

公平委員会の業務の状況

①職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

なし

②職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決、決定等

なし

③職員の苦情相談

勤務条件・服務関係の相談に対する助言 0件

8 その他町長が必要と認める事項

(1) 特別職等の職員の報酬等の状況（平成27年4月1日）

①給料及び期末手当の状況

	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
給料月額	855,300 円	634,300 円	521,300 円	325,000 円	247,000 円	230,000 円
期末手当	6 月期 1.475 月・12 月期 1.625 月 計 3.1 月分			6 月期 1.475 月・12 月期 1.625 月 3.1 月分		

②退職手当の状況

退職手当				(算定方式)	(支給時期)
	町	長		給料月額×在職月数×44/100	任期毎に支給
	副	町	長	給料月額×在職月数×26/100	任期毎に支給
	教	育	長	給料月額×在職月数×21/100	任期毎に支給

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①定員適正化計画目標（5年計画）

計 画 期 間		全部門の 数値目標
始 期	終 期	
平成26年4月1日	平成30年4月1日	11人の削減

②定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要（平成26年4月1日）

区分		25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	26～30 年
部門		計画前年	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	計画
全部門	増減	年次別	—	△2	△3	△2	△2	
		累 計	—	△2	△5	△7	△11	
	職員数		280	278	275	273	271	269